

## 「原子力利用に関する基本的考え方（案）」に対する意見書

2017年（平成29年）5月25日

日本弁護士連合会

はじめに

原子力委員会は、今後の原子力利用の長期的な方向性を示唆する「原子力利用に関する基本的考え方」を策定するとして、2017年4月27日に、「原子力利用に関する基本的考え方（案）」（以下「考え方」という。）を公表し、意見を募集中である。

当連合会は、これまでに、2012年2月10日付け「新しいエネルギー基本計画に向けた意見」等において、福島第一原発事故を踏まえ、今後の原子力利用の在り方について意見を述べてきたところであり、これらの意見に基づき、考え方について、以下のとおり意見を提出する。

### 1 該当箇所「2. 1 東電福島原発事故による影響（3頁2行目～9行目）」

#### (1) 意見の趣旨

東京電力福島第一原発事故後、国民の原子力への不信・不安が高まったが、これは、原子力事故の被害の甚大さと原子力の安全確保策に限界があることが周知されたためである。原子力発電と核燃料サイクルの構築に向けた全ての取組から速やかに撤退する道筋を考えるべきである。

#### (2) 意見の理由

考え方では、「東電福島原発事故により原子力への不信・不安が著しく高まったが、今後原子力の利用を続けるためには、国民の不信・不安を軽減するための取組が一層重要となっている。原子力利用の実績を積み重ねて国民の不信や不安を軽減することが重要である。」とするものである。考え方は、「今後原子力利用を続ける」ことを前提とした上で、国民の不信・不安は理由のないもので、安心させることが重要であると述べていることに等しい。

福島第一原発事故から6年を経過して、原発の再稼働について、反対が過半を超え、賛成を大きく上回っていることにも示されているように、国民の原子力に対する不信や不安は大きいことが分かる。このように、国民の不信・不安が高まっているのは、原発の危険性及びその結果の原発事故による被害の甚大性、並びに原発の安全確保策に限界があることが、福島第一原発事故で周知されたからである。

よって、不信・不安を軽減して原子力利用を続けるのではなく、原発に依存しない社会を目指すという基本方針の下に、原子力発電と核燃料サイクルの構築に向けた全ての取組から速やかに撤退する道筋を示した考え方が示されるべきである。

(2012年2月10日付け「新しいエネルギー基本計画に向けた意見」 他)

## 2 該当箇所「4(1) 東電福島原発事故の反省と教訓を真摯に学ぶ(6頁7行目～11行目)」

### (1) 意見の趣旨

言うまでもなく、福島の復興・再生はなされなければならないが、そのことと原子力政策の再出発とを関連付けるべきではない。これまでの福島第一原発の廃炉・汚染水対策の誤りを認めて、速やかに有効な対策をとることを求めるべきである。

### (2) 意見の理由

考え方は、「福島の復興・再生は、東電福島原発事故後の原子力政策の再出発の起点であり、廃炉・汚染水対策、除染等の諸課題に着実に対応し、福島の復興・再生に全力で取り組まなければならない。」として、福島第一原発事故後の原子力政策の再出発のために、福島の復興・再生をその起点と位置付けるものである。

しかし、福島の復興・再生は、原発による被害者・被災者の生活や地域社会、豊かな自然環境を取り戻すものとして、原子力政策を再出発させるか否かにかかわらず、東京電力及び国において緊急に取り組まなければならないことである。これらを原子力政策の再出発と関連付ける必要はなく、関連付けるべきではない。

また、考え方では、廃炉・汚染水対策、除染等の諸課題に着実に対応し、福島の復興・再生に全力で取り組まなければいけないと述べているが、仮設の凍土壁方式を強行し、原子炉建屋への汚染水流入を阻止できていない現状を認め、地下水と海洋汚染のこれ以上の拡大を防止するため、地下バウンダリの設置を含めた抜本的対策を速やかに計画・施工することを求めるべきである。

(2011年6月23日付け「さらなる海洋汚染を未然に防止するため、福島第一原子力発電所に地下遮蔽壁の速やかな設置等を求める会長声明」)

(2014年4月25日付け「高濃度放射性物質汚染水による海洋汚染を未然に防止するための対策の抜本的見直しを求める会長声明」)

### 3 該当箇所「5. 1 共通的留意事項（8頁 2行目～19行目）」

#### (1) 意見の趣旨

効率的・効果的な原子力利用を進めるとするのではなく、福島第一原発事故の教訓を十分に酌み取り、原子力利用を廃止する原子力政策をとるべきである。

#### (2) 意見の理由

考え方において、共通的留意事項として述べていることは、内容において空疎というほかない。まず、「国際的な知見や経験を利用して解決を図」るべき対象が明確にされておらず、「我が国として高い安全文化を築き上げる」とする安全文化の内容も不明である。原子力政策は、「歴史の検証に耐え得るようなものでなければならない」とか、原子力関連機関及び関係者は、「自らの足元を厳しく見つめ直し、東電福島原発事故を契機に生まれ変わる必要がある」と指摘するが、そもそも前提となるべき福島第一原発事故の教訓が全く示されていない。さらに、「限られた資源の中で、効率的かつ効果的な原子力利用を進めるべきである」との記述は、安全確保策に経済的効率的視点を盛り込もうとするものであり、福島第一原発事故の反省が見られない。

福島第一原発事故とその後の対応の実態によって、原発事故の被害は甚大で不可逆的であること、原発の安全対策は限界があることが明らかにされていることを率直に認め、原子力利用を廃止する原子力政策を考えるべきである。

（2012年2月10日付け「新しいエネルギー基本計画に向けた意見」）

### 4 該当箇所「4(2) 地球温暖化問題や国民生活・経済への影響を踏まえた原子力利用を目指す（6頁）」「5. 2. 2(2) 国民生活・経済への影響と地球温暖化問題を踏まえた総合的な判断に基づく対応（11頁）」

#### (1) 意見の趣旨

福島第一原発事故を経験したことを踏まえ、原子力利用からの脱却を図るべきである。

#### (2) 意見の理由

考え方は、「原子力技術がもたらす便益の大きさを意識して進めることが大切であり」、「現在ある技術として、原子力のエネルギー利用は有力な選択肢である」として、「原子力エネルギー利用を進める」としている。

しかし、エネルギー源の選択においては、その安全性、供給安定性、環境への負荷の少なさに加え、発電の運転時のコストのみならず、安全対策費用、廃棄物の最終的な処理・処分費用など、コストの全体を評価すべきである。我が国のエネルギー需給の将来像は、原子力に依存せず、かつ化石燃料とりわけ石

炭から脱却するべきであり、また、将来のあるべき社会像とともに議論されるべきである。

(2015年6月17日付け『長期エネルギー需給見通し(案)』に対する意見書)

5 該当箇所「2.3 地球温暖化問題を取り巻く環境変化(3頁)」「2.4 国民生活や経済活動に影響を及ぼすエネルギーをめぐる状況(4頁)」「5.2.2

(2) 国民生活・経済への影響と地球温暖化問題を踏まえた総合的な判断に基づく対応(11頁)」

(1) 意見の趣旨

原子力を中長期的にベースロード電源と位置付けるべきではなく、これを推進すべきでない。原子力のエネルギー利用からは脱却を図り、再生可能エネルギーを拡大すべきである。

(2) 意見の理由

考え方は、エネルギー安全保障の確保、原子力発電の停止による火力発電の炊き増しに伴う化石燃料の輸入増加、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度の導入等で電気料金の上昇を招き、産業の国際競争力の低下や雇用機会の喪失等の影響を及ぼしており、原子力発電は低炭素かつ運転コストが低廉なベースロード電源であるとして、「長期間安定的な原子力発電の利用を確保することが必要」としている。

しかしながら、原子力は、その安全性の問題のみならず、多様な電源の中で、今日既に、安い電源とは言えない。また、長期エネルギー需給見通しにおける2030年の原子力の割合(20%~22%)は、既設原発の稼働期間を60年に延長することを前提とするもので、「原発依存を可能な限り低減する」としたエネルギー基本計画と矛盾し、改正原子炉等規制法の稼働年の原則に反する上に、実現可能性もない。地球温暖化対策としても、そのような原子力に頼ることは不適切である。

G7伊勢志摩サミットでの首脳宣言のベースロード電源についての記述(28頁)は、「原子力を選択する国にあっては、」との留保付きであり、そもそも原子力を選択を見直すべきであるから、原子力のエネルギー利用を維持する理由にはならない。

(2015年6月17日付け『長期エネルギー需給見通し(案)』に対する意見書)

6 該当箇所「2. 3 地球温暖化問題を取り巻く環境変化（3頁）」「4(2) 地球温暖化問題や国民生活・経済への影響を踏まえた原子力エネルギー利用を目指す（6頁）」「5. 2. 2(2) 国民生活・経済への影響と地球温暖化問題を踏まえた総合的な判断に基づく対応（11頁）」

(1) 意見の趣旨

地球温暖化問題への対応として、原子力に依存せず、再生可能エネルギーを拡大すべきである。

(2) 意見の理由

考え方は、地球温暖化問題は人類共通の課題であり、パリ協定が採択され、日本が提出した約束草案やG7伊勢志摩サミットでも低炭素電源である原子力に一定の役割が期待されていると述べている（3頁～4頁）。また、現在ある技術として、原子力のエネルギー利用は有力な選択肢であり、エネルギーの安定供給、地球温暖化問題への対応、国民生活・経済への影響を踏まえながら、原子力エネルギー利用を進めるとし、地球温暖化問題への対応を原子力利用の理由に挙げている。

しかしながら、前述のとおり、原子力は安全への懸念のみならず、安い電源とは言えず、稼働期間を原則40年とした核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の下で、2030年に原子力の割合を20%～22%とする見通しが実現する可能性は極めて乏しい。また、地震大国でその活動期にある日本においては、原子力に依存せずに、パリ協定が目指す脱炭素化を図っていくべきである。原子力に依存した地球温暖化問題への対応は、再生可能エネルギーへの転換を妨げるものであって、原子力に依存しない地球温暖化対策を推進すべきである。

（2015年6月17日付け『日本の約束草案（政府原案）』に対する意見書）

（2017年2月16日付け「パリ協定の実施のための国内法制度の整備に関する意見書」）

7 該当箇所「5. 2. 1(6) 原子力損害賠償制度による適切な賠償の実施（10頁）」

(1) 意見の趣旨

原子力損害賠償制度に、原子力事業者の有限責任制度を導入してはならず、無過失・無限責任制度を維持すべきである。

(2) 意見の理由

考え方は、「東電福島原発事故の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づき、引き続き、東京電力の責任において適切に行われる必要がある」とする一方で、今後の原子力事故について、「電力システム改革等の事業環境変化の中で、原子力事業者の予見可能性に留意」して、原子力事業者と国との役割分担の在り方等について、専門的かつ総合的な観点から検討を行い、必要な措置を講じるとしている。しかし、原子力事業者の責任の有限化は、原子力事業者の安全確保、安全への投資を怠らせ、原子力事業者のモラルハザードをもたらす懸念があり、導入すべきではない。

(2015年7月17日付け「原子力発電所事故による損害賠償制度の見直しに関する意見書」)

## 8 該当箇所「5. 2. 2(1) 国内外の原子力利用をめぐる環境変化への適応(10～11頁)」

### (1) 意見の趣旨

原子力事業者に対し、原子力事業の維持、継続を支援する経済的優遇措置を導入すべきではない。

### (2) 意見の理由

考え方は、「電力小売り全面自由化に伴う国内電力市場の競争環境の進展により、原子力発電所の設備等への巨額の投資回収の確実性が低下しているとともに、政策変更等多数の特殊なリスクから、長期間に及ぶ事業期間全体で見れば運転コストは低廉であるものの、原子力発電事業の予見可能性が低いと判断される可能性もある」として、国は、こうした問題の解決に向けた措置の検討が必要としている。

しかしながら、国民の原子力の安全性への懸念は大きく、原子力に依存しなくても電力の安定供給は可能であり、原子力は既に低廉な電源ではなく、他方で再生可能エネルギーのコストは急速に低下している中、原子力事業への経済的支援策を講じることは、電力自由化の下での公正な競争を阻害するものであり、原子力依存を可能な限り低減させるとしたエネルギー基本計画にも反する。中長期的にエネルギーの安全保障及び電力コストの低減を図ることが必要であり、そのためには、原子力発電のための送電網のあらかじめの確保や原子力発電事業への経済的支援ではなく、再生可能エネルギー電気の送電系統への接続の確保など、再生可能エネルギーへの転換を加速させるべきである。

(2015年8月21日付け「原子力事業に対する経済的優遇措置に関する意見書」)

(2017年2月16日付け「パリ協定の実施のための国際法制度の整備に関する意見書」)